

東社協福祉施設経営相談室だより No.176（全2枚） 令和6年11月1日

◇◆◇コンテンツ◇◆◇

- 1 厚生労働省「福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進支援事業」ご案内
- 2 介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所の送迎業務の効率化及び地域交通との連携について（厚労省・国土交通省通知）
- 3 東京都・TOKYO はたらくネットのご案内

1 厚生労働省「福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進支援事業」ご案内

処遇改善加算未取得の事業所や、上位区分への加算取得を目指す介護・障害福祉サービス等事業所が、加算取得に向けて必要な対応を専門家（社会保険労務士等）に無料で相談できます。対応を検討されている事業所におかれては、ぜひご活用ください。

○内容：現状ヒアリング、専門家による区分取得に向けてのアドバイス

○実施期間：～2025年2月 ※定員に達し次第、終了

○費用：無料、各回1時間程度（オンライン）

○申込方法：①WEB 申込フォーム または 専用メールから

介護分野 ① <https://shogukaizen.net/>

② jp_cons_shogukaizen@pwc.com

障害分野 ③ <https://forms.gle/bVW2C4emCrnVKEcS7>

④ jp_cons_welfare_shogukaizen@pwc.com

※WEB ページが読み込めない場合には、検索画面に URL をコピー＆ペーストしてください。

【本事業事務局運営担当（お問い合わせ先）】

PwC コンサルティング合同会社

介護分野 TEL 03-6257-0562（平日 9:00～17:00） メールは上記②に同じ

障害分野 TEL 03-6257-0572（平日 9:00～17:00） メールは上記④に同じ

2 介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所の送迎業務の効率化及び地域交通との連携について（令和6年10月11日 厚労省・国土交通省通知）

厚生労働省と国土交通省とは10月11日付で上記通知を発出しています。

上記通知では、主に下記の内容が取りまとめられています。

1. 運営主体が異なる介護サービス事業所等の利用者の同乗に係る取扱い
2. 介護サービス事業所等と居住実態がある場所との送迎に係る取扱い
3. 介護サービス事業所等の車両の空き時間活用に係る取扱い
4. 介護サービス事業所等による送迎の委託に係る取扱い
5. 総合事業における通所型サービス等の送迎の委託に係る取扱い
6. 介護保険法等に基づく移動支援等に係る道路運送法の取扱い 等

本通知の3では、介護・障害福祉事業所が保有する利用者送迎用車両について、空き時間を活用し、高齢者の外出支援サービス等の無償サービスを地域公益活動として実施する事例を紹介しています。ただし、住民は利用者と同乗できないこと、燃料や通行料などの実費を超える対価を受け取

る場合には、道路運送法に基づく許可または登録が必要であるとしています。

また本通知4では、複数の介護サービス事業者等が共同で、送迎業務を一括して交通事業者へ委託する場合のルールも示されています。

地域での交通資源の有効活用が期待されており、介護サービス等利用者への利便性を高めるとともに、社会福祉法人として、地域ニーズに応える公益活動の一つとしての取組も考えられるでしょう。

◆厚生労働省・国土交通省通知

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001768700.pdf>

3 東京都・TOKYO はたらくネットのご案内

本会経営相談室にも、パートタイムや有期等の非正規職員の雇用に関するご相談をお寄せいただくことがあります。東京都では、11月を「パート・派遣・契約社員等の労働月間」として、同一労働同一賃金への対応や社会保険制度の適用など、非正規職員の労務管理等についてのセミナーや相談会、電話総合相談を実施します。また事業所向けの助成金等をまとめたサイトもあります。

(1) セミナー（受講無料・事前申込制）＆相談会（相談無料・秘密厳守）

セミナー終了後、法改正への対応や職場の問題に関するご相談に応じます。

相談ご希望の方は、会場にてお申込みください。

(2) 電話総合相談（相談無料・秘密厳守）

11月6日（水）・7日（木）9時～17時

電話 0570-00-6110 及び LINE ID (@tokyo-rodo-sodan)

◆TOKYO はたらくネット <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>

◆非正規労働に関するセミナー＆相談会、電話総合相談の実施

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2024/10/07/07.html>

東京都社会福祉協議会 経営相談 月曜～金曜 9～17時／土日祝日・年末年始休み

東京都内の社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に係る幅広い相談をお受けしております。相談内容に応じて、弁護士・公認会計士・社会保険労務士・税理士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。

専用 Mail: fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp

専用 TEL: 03-3268-7170(9時～17時)

HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/keiei/index.html>

(東社協 HP→経営相談室→相談はこちらから)



◎令和6年度社会福祉法人・施設 会計実務研修会（オンライン配信）【好評受付中】◎

令和7年3月31日までの長期間の視聴期間で、疑問点などをいつでも何度でも視聴できます。あわせて、法人役職員や施設長・事務長等を対象に、経営に役立つプログラムも配信しています。詳細は、本会の下記サイトから詳細をご覧ください、参加申込フォームからお申込みください。

◆東社協 HP 会計実務研修会 <https://www.tcsw.tvac.or.jp/keiei/index.html#a01>